

株式会社ハピネスタッフ

許可番号 25－ユ－300320

変戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 カ月以内に雇用契約が終了した場合 70%
- (2) 入社後 1 カ月超 3 カ月以内に雇用契約が終了した場合 30%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この変戻金制度は適用しません。

また、変戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。